

日本農村医学会金井賞表彰規程

施行 昭和 50 年 11 月 21 日

〔表彰の趣旨〕日本農村医学会金井賞は、元全国厚生連専務理事、故金井満氏の遺志により、農村の保健と医療の向上に顕著な功績をあげた、医師以外の会員を表彰するものである。

第 1 条 一般社団法人日本農村医学会は、農村の保健と医療の向上に顕著な功績をあげた医師以外の会員に対して、日本農村医学会金井賞（以下、金井賞という）を授賞する。

第 2 条 金井賞は、常任理事会の審議を経て理事会において決定する。

第 3 条 表彰は、通常総会において行う。

第 4 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1. 金井賞は、昭和 50 年 11 月 21 日から施行する。
2. 改訂規程は、昭和 62 年 6 月 19 日から施行する。
〔推薦方法〕日本農村医学会賞の推薦に準ずる。
3. 改訂規程は、平成 23 年 11 月 9 日から施行する。